

凡 例

1. 数値：特記しない限り、以下のとおりとする。

- (1) 文中・図表中の「年」は1～12月、「年度」は4月～翌年3月。
- (2) 表中の「伸び率」は前年同期比。「－」は実績なし、または負の値に関わる伸び率。「0」は単位未満の数値。各統計の「△」はマイナス値。「n.a.」は数値が不明、入手できない、あるいは算出できないことを示す。
- (3) 単位未満の数値を使って表計算している場合、合計、構成比、伸び率でずれが生じることがある。また、「合計」にその他を含むことがある。

2. 国・地域分類：特記しない限り、以下のとおりとする。

- (1) **APEC（アジア太平洋経済協力会議）**：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナム
- (2) **ASEAN（東南アジア諸国連合）**：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、東ティモール
- (3) 香港、台湾：独立したエコノミーとして扱う。
- (4) **EU（欧州連合）**：**ユーロ圏**（オーストリア、ベルギー、キプロス、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、クロアチア）、**非ユーロ圏**（ブルガリア、チェコ、デンマーク、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン）の計27カ国
- (5) **EFTA（欧州自由貿易連合）**：アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス
- (6) **USMCA または CUSMA（米国・メキシコ・カナダ協定）**：米国、メキシコ、カナダ
- (7) **GCC（湾岸協力会議）諸国**：アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア
- (8) **メルコスール（MERCOSUR、南米南部共同市場）**：アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ボリビア（ベネズエラは資格停止中）
- (9) **RCEP（地域的な包括的経済連携）協定**：ASEAN、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド
- (10) **CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）**：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム、英国

※基準時点：特記しない限り、本凡例は2026年1月1日時点のものである。